

健康医療部

大阪維新 政調会 配席表【健康医療部】 平成26年9月9日(火) 第1委員会室

出入口

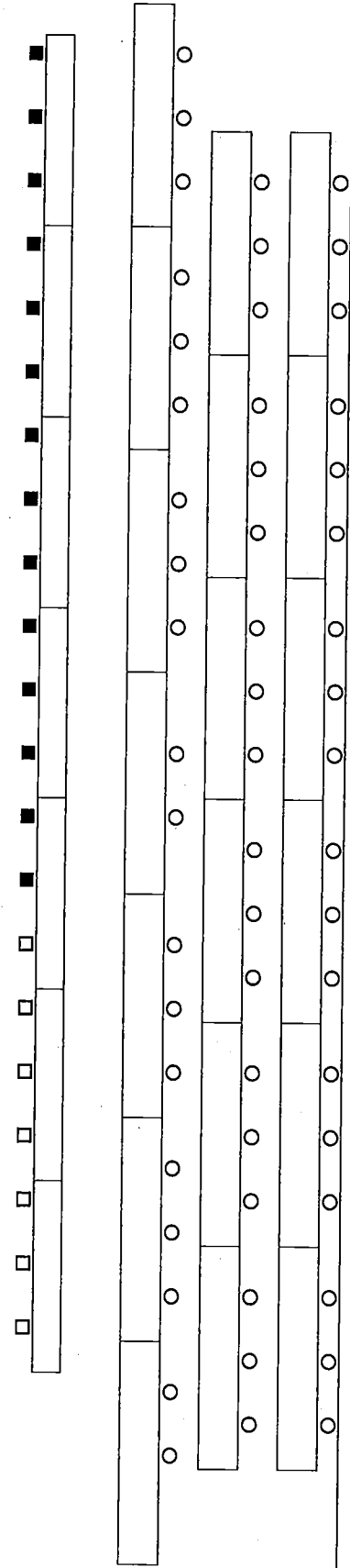
出入口

TV
モニター
操作盤

- | | | |
|---|----|--------------------------------|
| □ | 桐山 | 環境衛生課長 |
| □ | 西野 | 食の安全推進課長 |
| □ | 寒川 | 薬務課長 |
| □ | 谷掛 | 保健医療室
地域保健課長 |
| □ | 撫井 | 保健医療室
健康づくり課長 兼
保健医療室副理事 |
| □ | 永井 | 保健医療室
医療対策課長 |
| □ | 西野 | 保健医療室
保健医療企画課長 |
| □ | 河西 | 保健医療室副理事 |
| □ | 福島 | 保健医療室長 |
| □ | 宮口 | 健康医療総務課長 |
| □ | 三枝 | 健康医療部副理事 |
| □ | 桑野 | 健康医療部次長 |
| □ | 伊藤 | 医療監 |
| □ | 上家 | 健康医療部長 |

事務局

マイク操作



平成26年度 9 月補正予算案の概要

(健康医療部)

上段 平成26年 9 月補正予算案額
 中段 平成26年現計予算額
 下段 平成26年 9 月補正後予算案額

事業名	事業費	事業の概要
①【新】旧健康科学センタービル改修等事業費	16,260千円 0千円 16,260千円	府立公衆衛生研究所及び大阪がん循環器病予防センターを旧健康科学センタービルへ移転するため、同ビルの改修工事等にかかる基本構想・基本計画策定業務を実施。
②【新】有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	54,900千円 0千円 54,900千円	火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐため、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対して、スプリンクラー等の整備に係る費用の一部を補助。 〔補助基準額〕 ・スプリンクラー施設整備（3施設） 1㎡当たり 17千円 ・自動火災報知設備整備（1施設） 1か所当たり 1,000千円 ・火災通報装置設備（1施設） 1か所当たり 300千円
③【新】再生可能エネルギー等導入推進基金事業費	6,486千円 0千円 6,486千円	災害発生時における保健所機能を維持するため、「大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、府保健所3か所（茨木、藤井寺、泉佐野）に太陽光発電設備及び蓄電池を設置。

平成26年 9 月定例府議会提出予定議案の概要

(健康医療部)

1. 条例案 (一部改正 6 件)

件 名	概 要
大阪府衛生行政事務手数料条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬事法の改正に伴い、再生医療等製品製造販売業及び販売業の許可申請等に係る手数料を設定するなど、所要の改正を行う。 ・ 第一種医療機器製造販売業許可 149,800円 等 施行日：平成26年11月25日 2 薬事法等の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：公布の日
大阪府附属機関条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬事法の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：平成26年11月25日 2 医療法の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：公布の日
大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬事法の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：平成26年11月25日 2 医療法の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：公布の日
大阪府薬物の濫用の防止に関する条例一部改正の件	<p>薬事法の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：平成26年11月25日</p>
大阪府食の安全安心推進条例一部改正の件	<p>薬事法の改正に伴い、規定の整備を行う。 施行日：平成26年11月25日</p>
大阪府化製場等に関する法律施行条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、化製場等に関する法律等に基づく事務の一部を箕面市が処理することとする。 施行日：平成27年 4 月 1 日</p>

2. 報告（2件）

件名	概要
地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務実績に関する評価結果報告の件	大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会から地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成25事業年度業務実績に関する評価結果の報告を受けたため、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告するもの。
地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告の件	地方自治法第221条第3項の法人の経営状況について、同法第243条の3第2項の規定により報告するもの。

旧健康科学センタービル改修等事業費

(府立公衆衛生研究所及び大阪がん循環器病予防センターの移転整備事業費)

9月補正予算案額 16,260千円

資料 3

新型インフルエンザ等健康危機事象発生時に対応する重要な施設である府立公衆衛生研究所については、耐震化対策を速やかに進めるとともに、求められる役割や機能等を果たすため旧健康科学センタービルに移転する。また、同ビルの有効活用を図るため、大阪がん循環器病予防センターも同ビルに移転させる。このため、移転に伴う同ビルの改修工事を行うための基本構想・基本計画策定業務を実施する。

1 府立公衆衛生研究所の移転整備

○速やかな耐震化対策

- ・H18年12月に大阪府住宅・建築物耐震10か年戦略プランを策定（計画期間：H18～27）
- ⇒S56年以前の旧耐震基準に基づき建設された建築物で、現在の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物の耐震化を推進。

～府有建築物総合耐震設計要領～
 ・公衆衛生研究所は「危険物を貯蔵又は使用する施設」と位置付けられ、本庁舎・警察本部・病院等と同じ「耐震安全性の目標値」において最上位の施設。 → 速やかな耐震化が求められるもの

【公衛研の現状】
 本館：昭和34年竣工（築55年）
 延床面積：11,832㎡

・「府有建築物耐震化実施方針」

⇒老朽化等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替等により耐震化を推進。

・「府立成人病センター」の移転を前提とした大手前・森之宮地区の土地利用基本計画（素案）」

⇒老朽化が進む公衆衛生研究所については、健康科学センターへの集約化を図る。

新型インフルエンザや大規模食中毒、放射線問題、危険ドラッグや化学物質への対応など、地域における健康危機管理の科学的・技術的中核機関として十分にその役割が果たせるよう公衆衛生研究所の速やかな耐震化対策を図るとともに、施設・設備面の課題にも対応するため、旧健康科学センタービルに移転する。

2 大阪がん循環器病予防センターの移転整備

○旧健康科学センタービルの有効活用

- ・府有施設の有効活用
- ⇒大阪府保健医療財団の循環器部門（7階）と府立成人病センター研究所（8～13階）が業務を実施している。なお、1階から6階までは閉鎖中。研究所移転（H29.3）後の府有施設の有効活用を図るため、財団が運営する大阪がん循環器病予防センターを移転。

【健科Cビルの現状】
 平成13年竣工（築13年）
 延床面積：11,972㎡

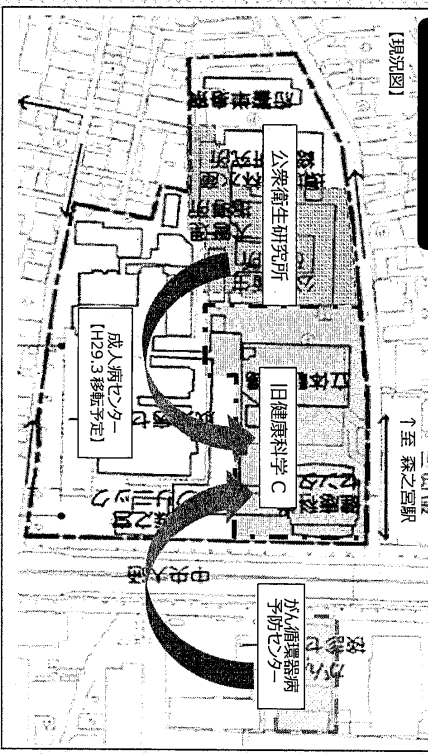
旧健康科学センタービルは、府立成人病センター研究所が移転するH29年3月以降、7階部分のみの稼働となるため、府有施設の有効活用の観点から、大阪がん循環器病予防センタービルに移転する。

3 整備スケジュール（想定案）

H26：基本構想・基本計画
 H27～28：基本設計・実施設計
 H29～30：改修工事等、移転
 H31春：開所

	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想・基本計画	↔				
基本設計・実施設計		↔			
改修工事等			↔		
公衛研・がん循C移転					↔

4 移転イメージ



5 補正予算（案）内容

◎基本構想・基本計画策定業務 16,260千円

- （主な検討内容）
- ・概略の平面計画と断面計画の策定
 - ・重量機器の設置等による建築構造条件整理
 - ・電気、給排水設備等の引き込みや設備改修の必要性検討
 - ・医療機器等の設置条件調査

府立公衆衛生研究所と大阪がん循環器病予防センターを旧健康科学センタービルへ移転する

■ 府立病院機構の平成25年度決算の状況及び業務実績の評価結果について

I. 25年度決算状況

単年度資金収支で17.9億円の黒字

- 平成18年度の法人設立から8年連続の黒字を確保
- 病院別では5病院すべてで黒字確保（5年連続）
- 全病院で前年度を上回る医業収益を計上し、法人全体での医業収支比率が改善

○決算（資金収支）の前年度比較

	（単位：億円）		
	H23 決算	H24 決算	H25 決算
収入	737.1	846.7	823.7
うち医業収益①	560.8	593.4	627.3
運営費負担金	126.9	116.6	106.7
支出	718.5	833.2	805.9
うち医業費用②	629.8	654.6	676.7
資金収支差	18.5	13.4	17.9

※「医業費用」には一般管理費（本部経費）を含む。
※各項目の数値は百万単位を四捨五入しているため、集計が合わない場合がある。

精神医療・新病院整備の終了に伴い、整備費用及び借入金収入が減少

新規患者の確保及び診療単価の増（地域連携強化、手術件数増、平均在院日数短縮等）

診療機能の充実・強化、施設基準等取得のための人員増・医業収益の伸びに連動した材料費の増加

II. 25年度の取組み実績

5病院が高度専門医療機関の役割を發揮し、
・政策医療の着実な実施
・高度専門医療の充実
・患者サービスの向上
・業務運営の効率化
などに努めた。

■政策医療等の着実な実施と診療機能の充実・強化

【急性期C】高度救命救急センターのPRによる積極的な救急搬送患者の受入れ
（救急車搬入患者数 H24:4,954人 ⇒ H25:5,936人）

【呼吸器C】慢性呼吸不全に対する円滑な在宅移行を見据えたきめ細かい専門医療の提供
【精神C】医療観察法病棟における新規患者の受入（新規患者数 H24:1人 ⇒ H25:31人）
【成人病C】IMRT（強度変調放射線治療）のパーソナルアプローチによる放射線治療の高速化
（IMRT件数 H24:6,898件 ⇒ H25:8,660件）

【母子C】安定的な周産期医療の提供及び新生児や胎児に対する手術などの高度専門医療の提供

■高度専門医療の充実（診療機能充実のための基盤づくり）

○優れた医療スタッフの確保・育成
・医師や看護師の確保及び就業環境の改善
（医師数 H24:448人 ⇒ H25:462人、看護師 H24:2,213人 ⇒ H25:2,288人）

○施設・設備の整備
・収支改善に基づき医療機器整備等への積極的な投資
（急性期C（CT）、呼吸器C（IM1）、成人病C（F4オ）、母子C（手術室統合カメラシステム）など）

■患者サービスの向上
・患者満足度調査の結果を踏まえ、患者意見箱の増設、スマートフォン用サイトの新設など
・院内施設の改善及び利便性の向上（母子C：患者アンケートに基づいた個室増のための改修工事）など

■業務運営の改善及び効率化

○財源繰越制度の創設
・将来見込まれる施設整備財源等に充てるため、財源繰越制度を創設（12.9億円の積立）

○収入の確保
・地域医療機関との連携強化による新入院患者の増加（25年度5病院で1,525人増加）
・手術件数の増加、新たな施設基準の取得による診療単価の向上 など

III. 25年度業務実績の評価結果

（大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構 評価委員会による評価）

<全体評価>
「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

<大項目ごとの評価>

府民に提供するサービスの他の業務の質の向上	計画どおり進捗
業務運営の改善及び効率化	計画どおり進捗

<委員会の評価>
特に、以下のような取組みを評価した。

- ① 5つの各病院がそれぞれその役割に際した医療施策の実施・診療機能の充実を図り、概ね年度計画を着実に達成させた。
- ② 全国的に医療スタッフの不足する中、5病院全体の医師の現員数を増加させた。
- ③ 各病院において地域医療機関とのさらなる連携を図り、地域連携の強化による府域医療水準の向上に努めた。
- ④ 将来見込まれる施設整備財源等に充てるため、財源繰越制度を創設。
- ⑤ 各病院において、地域医療連携の強化や院内施設の活用により新入院患者数の増加に努め、患者一人当たり診療単価の増加につながり、その結果、全病院において前年度実績を上回る医業収益を計上。

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金事業）

【1. 概要】

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題
- 消費税増収分を財源として、医療・介護サービスの提供体制改革を推進する新たな財政支援制度（基金）を創設
- 各都道府県が作成する計画に基づき事業実施

【2. 基本的な考え方】

- 保健医療計画・地域医療ビジョンや介護保険計画等との整合性を図り、PDCAサイクルに基づき、的確な対策を実施（基金を活用した対策の方向性）
 - ①病床の機能分化、連携の積極的促進
 - ②在宅医療体制の整備（病診・歯・薬連携、訪問看護、多職種連携）
 - ③医療従事者の確保と資質向上
 - ④介護保険計画など他施策との連携・連続性

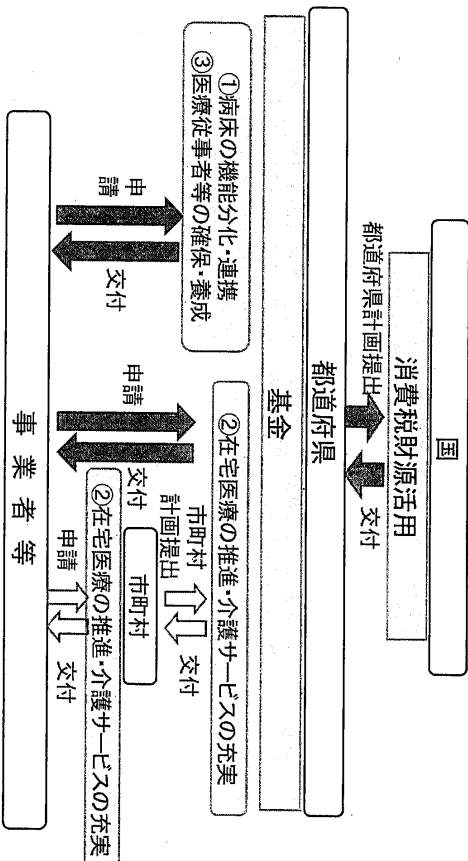
【3. 基金の造成と対象事業】

- 対象事業は、H26年度は医療、H27年度からは医療・介護
- 公平性、透明性を確保するため、関係団体等からの意見を聴取するとともに、国民公平な配分を目指す。
- 基金の造成割合は国2/3：府1/3。
- 国、府県の拠出総額904億円（H26年度）

【4. スケジュール（予定）】

- 9月 総合確保方針の提示、新基金に係る交付要綱等の発出
都道府県計画の策定
- 10月 都道府県へ基金配分額の内示
- 11月 国からの交付決定
- 12月 9月府議会（後半）に関連議案（補正予算・基金設置条例）を提案

【5. 新たな財政支援制度の仕組み】



【6. 新たな財政支援制度の対象事業と提案事業の概要】

今年度、幅広い関係団体等（約30）から提案を受け、取りまとめで厚生労働省に提出中。制度の基本的な考え方のもと、現在、計画を検討中。

新たな財政支援制度の対象事業	関係団体の主な提案事業
①病床の機能分化・連携のために必要な事業 (1) 地域医療ビジョンの達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等	・地域包括ケア病床及び緩和ケア病床への転換の促進 ・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進
②在宅医療介護サービスの充実のために必要な事業 (1) 在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業 (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等	・在宅医療のコーディネート機能を充実 ・精神科病院における身体合併症を持つ精神科救急患者の受入体制の強化 ・一般病院における精神科合併症を持つ救急患者の受入体制の強化 ・在宅歯科医療の充実・促進に向けた地域連携体制の強化 ・在宅歯科医療を支える人材育成をソフト・ハード両面から支援
③医療従事者等の確保・養成のための事業 (1) 医師確保のための事業 (2) 看護職員の確保のための事業 (3) 介護従事者の確保のための事業 (4) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等	・在宅医療を支える人材の確保・育成・資質向上ならびに勤務環境の改善をハード・ソフト両面から支援 (医療勤務改善支援センターの設置、病院内保育所の整備・運営支援、多職種に対する研究など)

「平成26年度大阪府施策についての提言」に
対する方針または措置状況

部 局 名 健康医療部

大阪維新の見解	府の措置状況	備 考
<p>5 大阪医療改革</p> <p>大阪府内には多くの医療機関が存在し、医療サービスが豊富に提供されているにも関わらず、全国に比べて各種疾病の罹患率、死亡率が高い状況にある。しかも、その医療サービスも府の北部と中部に偏り、南部が手薄な状態で、地域間で医療格差が生じている。</p> <p>この要因のひとつとして医療機関相互の連携が不十分であることが指摘されている。この連携不足を解消するには、各種医療資源の共有化を図り、医療機関相互の患者・医療情報・人材・教育の統合運用を通じて医療サービスの改善を図る必要がある。我が会派は、府立5病院を運営する地方独立行政法人である大阪府立病院機構と大阪市立病院等と統合する「大阪病院機構」の設置をめざすべきと主張してきた。この「大阪病院機構」が設置されれば、カルテデータの統一ができ、診察券1枚で全ての病院で診察を受けることもできる。また、機構内での医師派遣も可能となり府内医師の偏在化の解消ができるなど、府域全体の医療資源の最適化にもつながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立病院を一元化し「大阪病院機構（仮称）」として運営することは、大阪府域全体において、医師確保や政策医療の充実・強化を図る上での有効な選択肢の一つ。 ○ 府立病院機構が府内の公立病院を支えていくためには「府域の医療水準の向上」「患者・府民への医療サービスの向上」はもとより「安定的な病院経営」の実現をめざすとともに、より自律性・機動性・透明性の高い法人としていくことが重要と認識。 ○ 現在、府市統合本部会議において大阪市との病院経営統合を進めているところであり、まずは大阪府と大阪市との病院経営統合をめざしているところ。 ○ 次のステップとして、府域全体の医療資源のあり方について、広域医療と地域医療との機能分担や経営効率など幅広く検討し、専門家の意見も聞きながら検討してまいりたい。 	

府は、府立病院機構と大阪市立病院の経営統合にむけ取り組みを進めているが、大阪市会の賛同を得ることが困難な状況にある。しかし、他市には病院統合に賛同するところもあると思われるので、府は大阪市立病院との統合ありきではなく、他の市町村等にも積極的に参画を働きかけ、大阪府内全域にある病院を視野に入れた「大阪病院機構」設置に向けて検討を進めること。